

相模原市立東林ふれあいセンターの指定管理者公募に向けた
サウンディング型市場調査実施要領

1 サウンディング型市場調査の実施に当たって

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定している事業の検討に当たって、民間事業者（企業・NPO 法人等）から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施する調査です。

2 調査の目的

相模原市立東林ふれあいセンターの管理運営に当たっては、令和8年度に次期指定管理者の公募を予定していることから、施設の今後の管理運営に関し民間事業者の皆様からご意見を伺い、市民サービスの向上を図るため調査を実施するものです。

なお、本調査への参加実績等が事業者公募の選考に影響を与えるものではありません。

3 調査の概要

事業名	相模原市立東林ふれあいセンター管理運営事業
対象施設	相模原市立東林ふれあいセンター
対話内容	令和8年度に実施予定の指定管理者の公募に向けて、 1 施設の管理運営に関する事 2 収支に関する事 3 その他 についてご意見をお聞かせください。
対象者	事業主体となる可能性がある団体又はそれらを構成員とするグループ等

4 実施スケジュール

内容	実施時期
対話実施の公表	令和7年12月24日（水）
事前説明会 ・現地見学会の開催	令和8年1月13日（火）午後1時から午後2時30分まで
施設の見学 (原則申込不要)	令和8年1月14日（水）から令和8年1月21日（水）まで 午前9時から午後5時までの間
対話参加の申込み	令和7年12月24日（水）から令和8年1月21日（水）まで
資料提出（任意）	対話実施日の3営業日前まで
対話の実施	令和8年2月2日（月）から2月6日（金）まで
結果の公表	令和8年3月上旬（予定）

5 対話までの流れ

(1) 事前説明会・現地見学会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催します。

参加を希望される方は別紙1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、申込期限までに次の宛先にご提出ください。

※事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

※Eメールの件名は「東林ふれあいセンター管理運営事業事前説明会（団体名）」としてください。

【日時】令和8年1月13日（火）午後1時から午後2時30分まで

【場所】相模原市立東林ふれあいセンター 1階 ふれあい交流室1（南区東林間1-22-17）

【申込期限】令和8年1月8日（木）午後5時まで

【宛先】相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課

Eメール：k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp

※当日は施設休所日です。駐車場や施設入口の場所など、詳細につきましては申込いただいた団体に個別にお知らせします。

(2) 対話参加の申込み

別紙2「エントリーシート」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、申込期間中に次の宛先にご提出ください。

※Eメールの件名は「東林ふれあいセンター管理運営事業対話参加申込（団体名）」としてください。

【申込期間】令和7年12月24日（水）から令和8年1月21日（水）午後5時まで

【宛先】相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課

Eメール：k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp

(3) 対象施設の見学（原則として申込不要）

【見学期間】令和8年1月14日（水）から令和8年1月21日（水）まで

午前9時から午後5時までの間

【見学に当たっての条件】

- 各施設事務室に声をかけてから見学してください。
- 見学範囲は一般利用者が通常立ち入ることができる範囲までとします。ただし、会議室等の貸館部分については、一般利用者による利用申請が無い場合に限り、事務室に申出の上、立入可能とします。
- 写真撮影は自社資料に留めることを条件に可能とします。ただし、センターの管理事務室内の撮影はできません。また、来庁者や一般利用者が写真に写り込まないようご配慮をお願いします。

- ・閉鎖している箇所等で見学したい場所がある場合、必ず事前に担当課（高齢・障害者福祉課／電話：042-769-8354（直通））と調整してください。

（4）資料提出（任意）

資料の作成・提出は求めませんが、効果的な対話を行う上で必要と考える場合は、任意様式により提案内容に関する資料をご作成いただき、Eメールに添付の上、提出期限までに次の宛先にご提出ください。

※Eメールの件名は「東林ふれあいセンター管理運営事業資料提出（団体名）」としてください。

【提出期限】対話実施日の3営業日前まで

【宛先】相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課

Eメール：k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp

（5）対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施します。

【日時】令和8年2月2日（月）から2月6日（金）までの期間で、1時間程度

※対話参加の申込み後、別途調整します。

【場所】相模原市役所本庁舎内の会議室を予定しています。

【実施方法・対話内容等】「7 対話内容」をご確認ください。

（6）その他

- ・対話参加の申込が多数あった場合は、本調査を効率的に行うため、対話実施日や対話時間について調整させていただく場合があります。
- ・オンラインによる対話を希望される場合は、申込時にお伝えください。

6 事業の概要

（1）対象施設

相模原市立東林ふれあいセンター

※詳細は参考資料1のとおり

（2）施設の管理運営方法等に係る市の考え方

ア 設置目的及び経過

相模原市立東林ふれあいセンターは、平成21年4月に市民の健康の保持及び増進並びに高齢者の福祉の向上に寄与することを目的として、趣味やレクリエーションなどの場を提供し、介護予防や健康づくり、仲間づくりなどに役立てていただく施設として設置された市内に2か所あるふれあいセンターのひとつです。

センターは、林間公園内に位置し、公園を利用する方や公園沿道の緑道をウォーキングなどで利用する方々の利用が見込まれるほか、公園との連携により、世代間交流の場としてなど、指定管理者の創意工夫により様々な事業展開が可能な施設です。

開設時から指定管理者制度により管理運営が行われています。

イ 現在の状況

ふれあい交流室や交流ロビー等の一般の利用に供する施設のほか、工作室や会議室など、利用者（サークル、同好会等）や利用時間の枠を設けている施設があります。

個人利用は無料です。工作室や会議室など、団体利用は有料です。

施設の活性化や収入確保等の目的を持って、指定管理者が発意、企画提案する事業等（市が指定する事業以外のもの。施設内スペースの有効活用等を含む。）については、市の承認を経て実施することができ、その事業の実施に係る収入は、指定管理者の収入となります。

なお、センターは林間公園内に立地する施設である一方で、公園自体は管理区域に含まれていません。

ウ 課題

工作室や会議室など、団体利用に供している施設の利用率が、新型コロナウィルス感染症拡大前の水準に戻っていない状況です。

エ 今後の方向性について

市民サービスの向上、施設利用者数の増加、団体利用に供している施設の利用率の向上など、施設の活性化を図るためにより良い活用方法を取り入れたいと考えています。

オ 想定している事業手法

指定管理者制度を想定しています。

(3) 前提条件

ア 指定期間

5年程度（令和9年4月1日から）

イ 事業スケジュール（予定）

令和7年度 サウンディング型市場調査

令和8年度 指定管理者の公募、候補団体の選考、議決、協定書の締結

令和9年度 管理開始

7 対話内容

主に次の項目について、自らが管理運営の主体（指定管理者）となることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いします。

対話の際には、下記の「主な対話項目」に沿ってご説明、ご提案をお願いします。事前に資料をご提出いただいている場合は、資料等に沿ってご説明をお願いし、その後、市側から質問をさせていただく形式で対話を実施します。また、必要に応じて、対話実施後に追加対話等を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

※一部お答えいただけない項目や内容があっても差し支えありません。

【主な対話項目】

対話項目	具体的な内容
1 施設の管理運営に関すること	(1) 施設利用率を向上させるためのアイデアやご意見 ・夜間を含めたいずれの時間帯も利用率を向上させるための取組について、ご意見をいただきたいと考えています。 (2) 利用者満足度向上や施設の活性化のための取組 ・林間公園内に立地する条件を生かした運営や事業の実施について、ご意見をいただきたいと考えています。
2 収支に関すること	収入を確保することや、施設の魅力向上につながる取組についてご意見をいただきたいと考えています。
3 その他	申請するにあたり懸念する事項や参入に当たっての支障について、ご意見をいただきたいと考えています。

8 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、指定管理者の公募における評価の対象となりません。対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

(2) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

(3) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。公表に当たっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容はあらかじめ提案者に対し確認を行います。

※「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合があります。

(4) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は同条第2項に違反している事実がある者

9 参考資料

- ・参考資料1 相模原市立東林ふれあいセンターの概要
- ・参考資料2－1～2－3 年間事業計画書・収支予算書（令和4年度～令和6年度）
- ・参考資料3－1～3－3 年間事業報告書・収支計算書（令和4年度～令和6年度）
- ・参考資料4－1～4－3 利用者満足度調査結果（令和4年度～令和6年度）
- ・参考資料5 相模原市立ふれあいセンター条例
- ・参考資料6 相模原市立ふれあいセンター条例施行規則
- ・参考資料7 指定管理者募集要項等（令和3年度公募時のもの）
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026766/seido/1026770/shiteikanri/1028782/1033424.html>

10 問い合わせ先

【担当課】相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課

【所在地】相模原市中央区中央2-11-15

【電話番号】042-769-8354（直通）

【Eメール】k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp